

第1 県税の概況

1 県税決算の概要

(1) 平成30年度の県税収入は、約1,609億円となり最終予算額を約2.3億円上回ることができた。

前年度決算額と比較すると県費負担教職員制度の見直しに伴い個人住民税所得割（市町村民税6%・県民税4%）のうち県民税2%相当分が政令市に税源移譲されたこと等により約85億円減収となり、また、収入歩合は0.1ポイント減の98.5%となった。

税目別にみると、家屋の着工件数及び大型物件の所有権移転の増加により不動産取得税は約10億円増（+23.3%）、製造業等の企業収益の改善により法人事業税は約10億円増（+3.0%）、法人県民税は約4億円増（+5.8%）となった。

一方、熊本市（政令市）に税源移譲したことによる個人県民税は約88億円減（▲17.7%）、還付の増加により地方消費税は約25億円減（▲8.4%）となった。

表I 平成30年度主要税目の前年度比較及び増減理由 (単位:百万円、%)

税 目	平成30年度 決算額A	平成29年度 決算額B	A の 構成比	増 減 A-B	前年度決算 比伸び率(%)	平成29年度決算額と比較した場合 の増減要因
個人県民税	40,917	49,728	25.4%	▲ 8,811	▲ 17.7	熊本市（政令市）に一部税源移譲したことによる減少
法人県民税	6,982	6,602	4.3%	380	5.8	製造業等の企業収益の改善による増加
県民税利子割	500	561	0.3%	▲ 61	▲ 10.9	前年度における郵便定期預金の満期集中による影響がなくなったことによる減少
個人事業税	2,010	1,674	1.2%	336	20.1	主要業種である請負業、物品販売業の調定額の増加
法人事業税	35,063	34,057	21.8%	1,006	3.0	製造業等の企業収益の改善による増加
地方消費税	27,744	30,292	17.2%	▲ 2,548	▲ 8.4	還付の増加による減少
不動産取得税	5,315	4,309	3.3%	1,006	23.3	家屋の着工件数及び大型物件の所有権移転の増加
県たばこ税	1,980	2,023	1.2%	▲ 42	▲ 2.1	売上本数の減少
ゴルフ場利用税	577	568	0.4%	10	1.7	ゴルフ場利用者の回復による増加
自動車税	22,026	21,730	13.7%	296	1.4	自動車の登録台数増加に伴う課税台数の増加
自動車取得税	2,484	2,461	1.5%	23	1.0	エコカー減税の対象範囲が狭まることによる課税額の増加
軽油引取税	15,123	15,242	9.4%	▲ 119	▲ 0.8	軽油消費量の減少
産業廃棄物税	118	102	0.1%	15	15.1	最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の増加による調定額の増加
その他	29	30	0.0%	▲ 1	▲ 3.1	
合 計	160,869	169,378	100%	▲ 8,510	▲ 5.0	

※四捨五入により、各税目毎の税額計と合計額が合わない場合があります。

表II 県税調定収入の推移

(単位；百万円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調定額	146,713	162,404	154,886	171,807	163,236
収入額	142,818	158,958	151,785	169,378	160,869
不納欠損額	412	394	335	305	369
収入未済額	3,482	3,052	2,767	2,124	1,999
収入歩合	97.3	97.9	98.0	98.6	98.5
調定対前年比	103.2	110.7	95.4	110.9	95.0

(2) 収入未済額の内訳

平成30年度の収入未済額は1,998,600,534円で、前年度に比較して124,981,419円の減少となった。

① 税目別内訳……表Ⅲのとおり

収入未済は、件数、税額ともに減少した。

収入未済額の78.8%を個人県民税が占めており、この圧縮が急務であることから、各広域本部（天草以外）に特別対策班を中心に、市町村への助言機能を充実させ、併任徴収や徴収引継等の直接支援を行うとともに、個人住民税の特別徴収事業者への完全指定を実施し、滞納の未然防止に取り組んだ。

また、個人県民税を除いた収入未済件数の71.5%を占め、滞納整理に多くの労力を要する自動車税対策も重要な課題であり、滞納整理の早期着手等に取り組み、未収金の圧縮を図った。

② 滞納状況別内訳……表Ⅳのとおり

表Ⅲ 収入未済額の税目別内訳

(単位：件、円)

年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
個人県民税	85,879	2,302,917,582	72,493	1,672,934,939	242,431	1,606,553,963
法人県民税	684	17,228,270	535	13,557,256	553	16,529,644
個人事業税	445	48,899,607	335	49,976,250	334	48,428,795
法人事業税	139	23,805,698	134	25,191,232	151	44,752,498
不動産取得税	805	153,752,110	824	165,134,194	760	143,838,828
県たばこ税						
ゴルフ場利用税	10	8,375,195	5	3,158,257		
自動車税	5,965	207,312,911	4,610	159,233,522	3,797	130,676,472
鉦区税	3	330,000	3	330,000	3	330,000
自動車取得税			2	31,500	1	58,800
軽油引取税	1	4,519,270	3	34,034,803	4	7,431,534
料理飲食等消費税						
特別地方消費税						
計	93,931	2,767,140,643	78,944	2,123,581,953	248,034	1,998,600,534

表IV 収入未済額の滞納状況別内訳

(単位:円、%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
個人県民税	2,302,917,582	83.2	1,672,934,939	78.8	1,606,553,963	80.4
財産差押中	22,509,975	0.8	20,391,930	1.0	7,452,283	0.4
換価猶予中	0	0.0	4,278,497	0.2	612,309	0.0
徴収猶予中	76,966,467	2.8	122,396,541	5.8	92,089,852	4.6
交付要求中	16,162,354	0.6	16,493,211	0.8	7,558,313	0.4
分納誓約中	21,620,681	0.8	21,645,784	1.0	34,821,091	1.7
徴収嘱託中	0	0.0	0	0.0	0	0.0
滞納処分停止中	74,629,140	2.7	68,277,945	3.2	56,076,385	2.8
そ の 他	252,334,444	9.1	197,163,106	9.3	193,436,338	9.7
計	2,767,140,643	100.0	2,123,581,953	100.0	1,998,600,534	100.0

(3) 不納欠損額の内訳

平成30年度の不納欠損額は368,618,940円で、前年度に比較して63,595,306円の増となった。

表V 不納欠損額の税目別内訳

(単位:件、円、%)

税目	平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比	件数	税 額	税 額 構成比
個人県民税	9,493	260,149,511	77.8	8,237	258,082,254	84.6	9,376	318,155,541	86.3
法人県民税	118	8,772,752	2.6	102	2,441,978	0.8	86	2,332,407	0.6
個人事業税	37	3,937,087	1.2	32	6,281,283	2.1	32	3,738,831	1.0
法人事業税	29	33,101,758	9.9	13	2,454,675	0.8	15	3,826,138	1.0
不動産取得税	24	4,506,211	1.3	32	12,016,410	3.9	35	19,346,662	5.2
県たばこ税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴルフ場利用税	0	0	0.0	0	0	0.0	5	3,158,257	0.9
自動車税	668	22,871,855	6.8	602	19,117,764	6.3	579	17,951,104	4.9
鉦 区 税	16	1,182,400	0.4	1	110,000	0.0	1	110,000	0.0
軽油引取税・ 旧	0	0	0.0	1	4,519,270	1.5	0	0	0.0
料理飲食等消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
特別地方消費税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
計	10,385	334,521,574	100.0	9,020	305,023,634	100.0	10,129	368,618,940	100.0

2 主要税目別調定状況の概要

平成 30 年度の県税調定額（現年度分）は、1,609 億 16 百万円、対前年度比 95.1%で 82 億円の減となった。これを税目別にみると、個人事業税(119.7%)、不動産取得税(122.7%)、産業廃棄物税(115.1%)等の税目で前年度を上回り、個人県民税(82.8%)、県民税利子割(89.1%)、地方消費税(91.6%)等の税目が前年度を下回っている。

(1) 個人県民税

政令市への税源移譲に伴う所得割の減により、対前年度比 82.8%と下回った。

(2) 法人県民税

法人税割の課税標準となる法人税(国税)の増加により、対前年度比 105.9%と上回った。

(3) 県民税利子割

銀行預金利子の減により、対前年度比 89.1%と下回った。

(4) 個人事業税

主要業種である請負業等の業績が増加したことにより、対前年度比 111.9%と上回った。

(5) 法人事業税

法人の所得の増加等により、対前年度比 104.1%と上回った。

(6) 地方消費税

還付の増加により、対前年度比 91.6%と下回った。

(7) 不動産取得税

平成 28 年熊本地震により課税が遅れていたもの及び大口物件の課税により、対前年度比 122.7%と上回った。

(8) 県たばこ税

たばこの売渡本数の減少により、対前年度比 97.9%と下回った。

(9) ゴルフ場利用税

平成 28 年熊本地震からのゴルフ場の復旧による利用者の増加により、対前年度比 102.6%と上回った。

(10) 自動車税

登録台数の増加により、対前年度比 101.4%と上回った。

(11) 自動車取得税

課税台数の増加により、対前年度比 101.0%と上回った。

(12) 軽油引取税

平成 28 年熊本地震に係る復興需要等の落ち着きにより、対前年度比 98.8%と下回った。

3 平成30年度地方税徴収の対策について

平成30年度においては、熊本地震により未だ生活や事業継続が困難な状況にある納税者に対する賦課徴収に当たっては、昨年度に引き続き、被災地域の復旧の状況や、個々の生活状況等を的確に把握し、生活や事業再建の妨げとならないよう配慮しながら取り組む方針を定めた。

滞納整理に当たっては、税負担の公平性を実現するため、進行管理の徹底及び実務能力の向上を図るとともに、税目や現繰別を問わず、滞納事案に即した効率的な財産調査を行い、迅速かつ適切な対応と厳正な滞納処分を目指した。特に、高額及び悪質な滞納事案については、全庁的な連携を図りながら取り組むとともに、滞納処分の早期着手に努めた。

なお、滞納整理に当たっては、熊本地震の被災者への配慮と納税者の権利を尊重しつつ、それぞれの実情に応じた適切な対応に努めた。

個人県民税の徴収向上に向けた対策として、平成30年度は、「個人県民税徴収強化計画」(H30～R2)に基づく取組みを実施し、各広域本部特別対策班を中心に併任徴収や徴収引継等による市町村への直接支援及び進行管理等の業務プロセス改善のための間接支援の実施等、市町村の実情に即した支援・助言を行った。

平成30年度地方税徴収対策の取組みの概要は、次のとおりである。

1 徴収対策概要

県税滞納の防止・圧縮に向けて、次のとおり徴収対策の実施。

(1) 平成28年熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理

- ① 熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、実情に即した対応の実施

(2) 滞納整理の推進

- ① 年間及び月間滞納整理計画の策定と進行管理
- ② 預金、給与等の適時適切な差押えの実施

(3) 個人県民税対策の推進

- ① 各広域本部における特別対策班を中心とした市町村支援の実施
- ② 併任徴収や徴収引継等による直接支援に加え徴収業務の進行管理、効率化等の業務プロセス改善のための間接支援の実施

2 徴収対策結果

(1) 滞納整理の推進

- ① 「平成 30 年度県税滞納整理実施要領」に基づき、滞納整理強化期間等を設定し、滞納者との接触強化を図り、預金、給与等の差押えを早期に実施するなど、滞納整理の早期着手に努めた。
 - 預金、給与等の債権差押件数 1,657 件
 - その他の財産を含めた差押件数 1,663 件
- ② 悪質滞納者に対して、搜索を含めた財産調査を行い、差押を強化した。
 - 搜索件数 3 件

(2) 個人県民税の徴収対策

- ① 各広域本部における特別対策班を中心に併任徴収や徴取引継等の取組を内容とする市町村支援を実施した。
 - 市町村への職員派遣(併任徴収) 延べ 1,172 人(38 市町村)
 - 共同催告 3,625 件(22 市町村)
 - 徴取引継 18 百万円(16 市町村)
 - 地域版滞納整理グループへの支援 7 地域(上益城・下益城、阿蘇、玉名、人吉・下球磨、菊池、奥球磨、氷川・七浦)
- ② 併任徴収や徴取引継等の直接支援に加え、スキルアップや業務効率化等の業務プロセス改善のための間接支援や、熊本地震の震災対応等で通常業務に支障が生じている市町村への支援を実施した。
- ③ 熊本県地方税収確保対策連絡会議による市町村との連携を図った。
 - 滞納額圧縮のため、昨年度に引き続き「特殊事例の財産調査及び差押えの手法」をテーマに、特殊事例の差押えについての整備研究を行った。

(3) 自動車税の徴収

- ① 年間滞納整理計画を策定し、進行管理の徹底を図り、給与・預金を中心として、県下一斉に、財産調査と差押えを実施し、早期の滞納圧縮を図った。

なお、平成 28 年熊本地震の被災者に対しては、その生活状況等を的確に把握した上で、納税緩和措置の適用を含め、適切な対応に努めた。
- ② 自動車税納期内納付の取組みの一環として広報の強化等の納期内納付率向上に取り組んだ。
 - 納期内納付率 80.7%(前年度 79.2%)
 - コンビニ納付利用率 37%(前年度 34%)
 - H29からクレジット納付の導入開始
クレジット納付利用率 3.22%(前年度 2.15%)

- ③ 電話による納付確認(コールセンター)業務を民間に委託することで、滞納処分等の業務に割く時間を確保し、より効率的かつ効果的な滞納整理を行った。

第1 県税を取り巻く環境

1 これまでの県財政運営と県税の取組み

本県では、危機的な財政状況を踏まえ、平成21年2月に熊本県財政再建戦略（以下「戦略」という。）を策定し、歳入強化と歳出抑制の取組みを進めてきた。

こうした取組みにより、戦略策定前に見込まれた毎年200億円超の財源不足を解消するとともに、通常県債の残高は、平成19年度末の1兆693億円から平成27年度末には、9,155億円まで減少し、財政調整用4基金についても戦略策定当時の2倍となる106億円を確保することができた。

県税についても、適正課税や更なる徴収率アップに向けた収税対策等の取組みを強化してきた。平成21年度決算（ピーク時）においては約55億8千万円となった県税未収金は平成28年度決算においては約27億円まで圧縮され、特に、県税未収金の約8割を占める個人県民税については、県・市町村が強力で連携して圧縮に取り組んだ結果、平成28年度決算では約23億円と、ピーク時（平成22年度）の56.8%まで減少している。

しかし、平成28年度に発生した熊本地震が、県財政にも大きな影響を与えることとなり、熊本地震からの速やかな復旧・復興を図るための予算を中心に編成したため、平成28年9月補正予算編成後には財政調整用4基金が一時的枯渇する状況となった。そこで、平成29年度当初予算の編成においては、国の地方負担の軽減の施策、既存事業の見直しなどにより、財政調整用4基金残高を84億円確保した。

平成30年度当初予算でも、引き続き事業の見直しや国の交付金の活用など徹底的な財源確保に取り組むことで、財政調整用4基金残高を82億円確保するとともに、通常県債の新規発行額（490億円）を元金償還額（620億円）以下に抑制し、県債残高を減少させるなど、これまで進めてきた財政健全化の流れを維持した。ただ、地震からの復旧・復興には長い年月と多額の経費が必要であることから、復興の財源となる県税の確保は、今後は更に重要性を増すものと考えられる。

2 最近の経済情勢と熊本地震の県税への影響

本県の景気は、平成26年4月から緩やかな回復基調を続けてきたところであり、平成27年度の税収は、1,589億円に達したが、平成28年度は、熊本地震の影響を受け、決算額は1,518億円となった。平成29年度は、復興需要の波及による緩やかな県内景気の拡大を背景とした企業収益の改善などにより、最終的には前年度比137億円増の約1,655億円を見込んでいる。

平成30年度は、個人県民税で熊本市（政令市）への一部税源移譲による税収減があるものの、企業収益の改善による法人二税の税収増や全国的な消費拡大による地方消費税の増により、税収は1,570億円（対前年度比+2.2%）を見込んでいる。

第2 基本方針

1 信頼される税務行政の確立

(1) 計画的な事務執行及び事務の見直し

税務運営の確実な執行を図るため、具体的な目標を掲げた事務執行計画を策定し、県民サービスを維持しつつ、業務の効率化を図る。

(2) 事務管理の徹底

賦課徴収業務における事故等を未然に防止するため、内部チェック機能を強化する。事故等が発生した場合は、迅速かつ適正に対応するとともに、すべての所属で事故等に係る情報を共有し、再発防止を徹底していく。

(3) 公金の適切な管理の徹底

県民等から託された県政の貴重な運営資金である県税を扱う立場として、より厳しい公務員倫理の確立と服務規律の確保に努める。

特に、管理監督者においては所属職員の金銭に対する公私峻別の意識徹底を図り、公金の適切な管理を行う。

(4) 個人情報の適切な管理の徹底

県税事務においてはこれまでも、個人情報の取扱いについては細心の注意を払ってきたところであるが、平成28年1月1日よりマイナンバー制度が開始されたこともあり、改めて特定個人情報を含め、個人情報の扱いには一層適切な管理を行う。

2 適正かつ公平な賦課徴収の実現

(1) 適正課税の徹底及び的確な調査・指導の実施

課税及び減免等に係る関係法令の正確な適用と、適時・的確な調査及び指導により、不適正な申告の確実な是正及び脱税事案等の発生防止に努める。

(2) 早期の滞納整理・処分の徹底

期限内の自主的納付の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対しては、迅速な滞納整理・処分等により確実に納税義務を履行させる。

(3) 納税者の利便性の確保

平成29年4月から、クレジットカードによる納付を導入したが、引き続き、納税者の利便性確保のため、納付方法の拡大等の検討を行っていく。

(4) 税務広報、租税教育の推進

納税意識の啓発を図るため、各種の広報媒体を通じて広報活動を行うとともに、法令や事務手続について、納税者に分かりやすく的確に周知する。

また、納税意識を醸成するため、租税知識の普及に主眼を置いた教育活動に取り組む。

(5) 熊本地震への適切な対応

被災地域の復旧や個々の納税者の生活状況を的確に把握し、納税緩和措置の適用など、被災者の生活や事業再建に向け、適切に対応するとともに、被災市町村の税務事務に対しても必要な支援を行っていく。

3 専門性の向上と人材の育成

(1) 研修制度の充実

熊本県税務職員等研修実施要項に基づき、各職場においてOJTを含めた計画的な職場研修を実施するとともに、本庁による集合研修や派遣研修の充実を図る。

(2) 組織連携の強化

組織で仕事をする職場づくりに取り組むとともに、苦情やトラブルに対して組織で対応する体制づくりを行い、組織としても専門性の向上と人材育成を図る。

4 平成30年度税制改正の動向

平成30年度税制改正での県税に関する主な改正点（平成30年4月1日施行）は、次のとおりです。

税目	改正の要旨	改正の概要
法人事業税	ガス中小事業者である法人に係る課税方式の見直し	次に掲げる事業者以外の事業者（製造及び小売に係る事業において、規制料金の対象外で、大規模なLNG基地を保有していない中小規模の事業者）については、収入金課税から所得課税とする。 ① 導管事業を行う事業者（ガス事業法第2条第5項及び第7項） ② ガス事業法に規定するガス製造事業者（20万キロリットル以上のLNG基地を有している事業者）（ガス事業法第2条第10項） ③ 旧一般ガスみなしガス小売事業者（他のガス小売事業者等との間に適正な競争関係が確保されていない指定旧供給区域で事業を行う事業者）（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項）
不動産取得税	特例措置の創設	個人が土地を取得し、①当該土地を取得した日から1年以内、又は、②当該土地を取得した日前1年の期間内に、当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅の耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときの当該土地の取得に対して課する不動産取得税を減額する特例措置を創設する。 また、この特例措置について、当該土地の取得から、①の場合は1年6か月、②の場合は6か月の間、不動産取得税の徴収を猶予する措置を講ずる。
	特例措置の適用期限の延長	宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地を取得した場合において、用地を取得した日から2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、個人に対し譲渡し、その者の居住の用に供したときに、宅地建設取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税について減額する特例措置を創設する。
軽油引取税	特例措置の見直し・延長	1 独立行政法人都市再生機構等が売り渡す新築住宅について、家屋が新築され、使用又は譲渡が行われていない場合においては、当該家屋の所有者を取得者とみなして課税するまでの期間を6か月から1年に延長する特例措置を平成32年3月31日まで延長する。 2 土地の上に特例適用住宅が新築された場合の、減額及び徴収猶予の適用対象期限を平成32年3月31日まで延長する。 3 認定長期優良住宅を新築した場合に、不動産取得税の課税標準の算定に係る控除額を1,200万円から1,300万円にする特例を平成32年3月31日まで延長する。 4 住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率を100分の4から100分の3とする特例を平成33年3月31日まで延長する。
自動車取得税	特例措置の延長・拡充	1 自動車取得税の免税点について、50万円以下（通常は15万円以下）とする特例の適用期限を平成31年9月30日まで延長する。 2 車両安定装置等の先進安全技術（ASV）を装備した自動車（新車に限る。）に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、その対象車両に「車両総重量が12t以下のバス等」及び「車両総重量が3.5tを超え22t以下のトラック（車両総重量が8tを超え20t以下のトラックにあっては、平成30年10月31日まで）」を追加する。
たばこ税	税率の見直し	1 たばこ税率を平成30年10月1日から3段階で、国と地方あわせて1本当たり1円ずつ計3円上げる。 2 平成27年度税制改正において講じた旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は同年9月30日まで適用する。 3 手持品課税を実施する。
	加熱式たばこの課税方法見直し	1 課税区分において、喫煙用の製造たばこの区分として、新たに「加熱式たばこ」の区分を設ける。 2 加熱式たばこの喫煙用具であって、一定の要件を満たすものは、製造たばことみなして、課税区分は加熱式たばことする。 3 紙巻たばこの本数への換算方法の見直しとして、「重量」と「価格」を換算する方式を導入し、5年かけて、5分の1ずつ段階的に移行していく。

5 平成17年度から導入した税について

※社会経済情勢の変化等が考えられることから、令和6年度を目途として、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

1 水とみどりの森づくり税

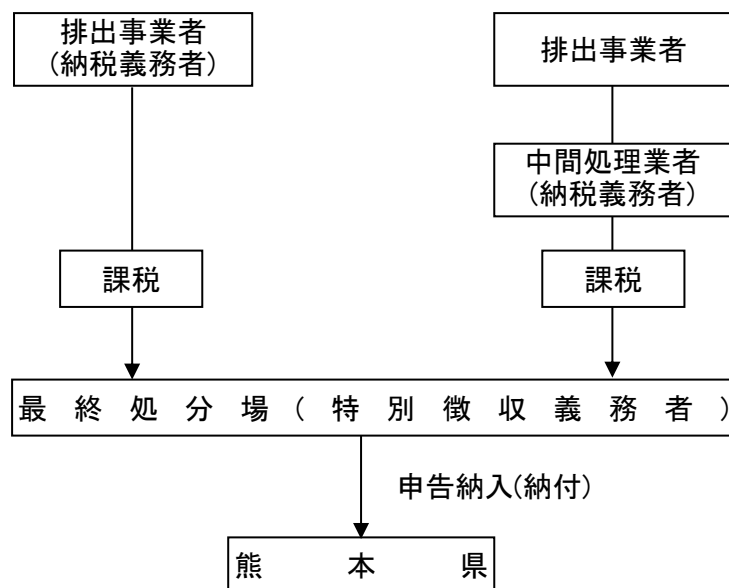
目的	水とみどりの森づくり税は、森林の現状を県民の皆様に御理解いただき、森林の持つ水源かん養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図るための税です。																			
課税方式	個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税(上乘せ)方式																			
納税義務者	県内に住所がある個人等と事業所等がある法人等で県民税均等割が課税されている方。																			
税率	個人: 年額500円 ※ 個人県民税均等割額1,000円(標準税率)に上乘せします。 法人: 法人県民税均等割(標準税率・年額)の5%相当額 ※ 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から法人県民税均等割額(標準税率)に上乘せします。																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本金等の額の区分</th> <th colspan="2">法人県民税均等割額</th> </tr> <tr> <th>標準税率 (年額)</th> <th>水とみどりの森づくり税(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>② 10億円超 50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 1億円超 10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>④ 1千万円超 1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める額をいいます(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令で定めるところにより算定した金額)。</p>	資本金等の額の区分	法人県民税均等割額		標準税率 (年額)	水とみどりの森づくり税(年額)	① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円	② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円	③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円	④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円	⑤ 上記以外の法人	20,000円
資本金等の額の区分	法人県民税均等割額																			
	標準税率 (年額)	水とみどりの森づくり税(年額)																		
① 50億円超(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び均等割のみを課される公共法人等を除く。②から④までにおいて同じ。)	800,000円	40,000円																		
② 10億円超 50億円以下	540,000円	27,000円																		
③ 1億円超 10億円以下	130,000円	6,500円																		
④ 1千万円超 1億円以下	50,000円	2,500円																		
⑤ 上記以外の法人	20,000円	1,000円																		
納税方法	個人: 市町村による普通徴収 給与所得者は事業主による特別徴収 法人: 申告納付 <pre> graph TD subgraph Individual A[個人] --> B[自営業者等] A --> C[給与所得者] end subgraph Corporate D[法人] --> E[法人] end B -- "納税通知" --> F[市町村] B -- "納税" --> F C -- "給与" --> G[事業主] G -- "税 (給与天引き)" --> F G -- "特別徴収" --> F E -- "申告納付" --> H[県] H -- "均等割額 × 5%" --> I[県] F -- "払込" --> I </pre>																			
税の使いみち	・ 水源涵養機能などを発揮するための森林づくり ・ 森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成 ・ 森林と木材を活かした地域・景観づくり など																			

2 産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てられる目的税です。

▶ 納める人

- 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者の方が負担する税金で、最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わって徴収し、県に納めます(申告納入)。
* 産業廃棄物の最終処分を市町村や一部事務組合が管理運営する一般廃棄物最終処分場において行う場合も含まれます。
- 事業者自ら排出した産業廃棄物を、自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に納めることになります(申告納付)。



▶ 納める額

産業廃棄物1トンにつき1,000円

産業廃棄物の重量の測定が困難な場合は、換算係数で換算した重量となります。

▶ 申告と納税

年4回県に申告し、納めることになっています。

対象期間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日